

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

横浜市港南台第二保育園

2023年3月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	5
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	8
評価結果 内容評価.....	12
A-1 保育内容.....	12
A-2 子育て支援.....	15
A-3 保育の質の向上.....	16

施設情報

①第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

②施設・事業所情報

■名称	横浜市港南台第二保育園
■種別	認可園
■代表者氏名	前田 真紀
■定員（利用人数）	92名(90名)
■所在地	〒234-0054 横浜市港南区港南台7-25-28
■TEL	045-832-3101
■ホームページ	

【施設・事業所の概要】

■開設年月日	昭和57年5月1日
■経営法人・設置主体	横浜市
■職員数（常勤）	19名
■職員数（非常勤）	24名
■専門職員（名称別）	・園長 1人 ・保育士 29人 ・調理員 4人 ・福祉員 4人 ・保育補助 5人
■施設設備の概要	・居室数 6 ・設備等 保育室・多目的室・育児支援室・事務室・調理室・休憩更衣室・書庫など

③理念・基本方針

【理念】

- ・子どもの最善の利益を守る
- ・一人ひとりの子どもたちが、自分を「かけがえのない存在」と感じ、自信をもって生きていけるように

【保育方針】

- ・子どものありのままの姿を受け止め、心地よい園生活が送れるようにします。
- ・安心と信頼関係のもとで、自己肯定感を育てます。
- ・さまざまな人との関わりの中で、豊かな体験ができるようにします。
- ・家庭と連携を取り、安心して子育てができるように支援します。
- ・地域とのつながりを大切にします。

【園目標】

- ・心身ともに健やかで意欲的に生活できる子ども
- ・人との触れ合いを喜びお互いに認め合える子ども
- ・豊かな感性と創造していく力を持つ子ども

【保育姿勢】

- ・一人ひとりの子どもの気持ちを受け止めて、愛情をもって接し、安全で安心して生活できるような環境を整えていきます。
- ・楽しく豊かな遊びを経験する中で、子ども同士が育ち合えるようにしていきます。
- ・家庭と保育園が協力しながら保育を進めていきます。
- ・地域との連携を深め、子どもの成長を共に支援していきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

園は目の前に大きな公園や近くに円海山がある自然豊かな住宅地にあります。園舎は2階建てで陽当たりが良く、園庭は広く、プールや砂場、遊具、畑があります。

育児支援センター園として、地域の親子を対象に園庭開放や育児講座、毎月1回の交流保育、絵本の貸し出しをしています。また育児支援だより「マロニエ通信」を毎月発行しています。

ネットワーク事務局園として、「保育の質の向上」「地域の子育て支援の充実」を図ることを目的に、保育園同士の交流や研修の充実を行っています。ネットワーク専任保育士が、民間保育園や幼稚園とのつなぎ役を行い、保育の質の向上に努めています。

⑤第三者評価の受審状況

■評価実施期間 2022年5月23日（契約日）～ 2023年2月 日 （評価結果確定日）

■受審回数（前回の受審時期） 3回（2017年度）

総評

【特長や今後期待される点】

◆保育士は子どもたちに寄り添い、それぞれを尊重し、子どもたちは個性豊かにのびのびと過ごしています

職員は折に触れ、クラスの状況や子どもの様子を話し合い、全員で方向性を共有しています。保育士は子どもたちそれぞれに寄り添い、受け入れています。その子のありのままの姿を尊重するために、日々、言葉掛けや援助の仕方を工夫して、毎日の保育にあたっています。園は文化の異なる子どもたちや配慮の必要な子どもたちなど、多様な個性の子どもたちが集っていますが、子どもたちは保育士の優しいまなざしのもと、安心して基本的な生活習慣を身につけ、保育士を信頼して素直に自分の気持ちを伝え、友だちとの関係を深めています。保育室や園庭、散歩先の公園でのびのびと元気に遊び、制作やリズムなどの活動

を楽しみ、幼児クラスになるとクラスの仲間と一緒に作り上げる協同活動の喜びを感じて園生活を送っています。これらの取り組みをより積極的に発信することも考えられています。

◆園は育児支援センター園、ネットワーク事務局園として地域に貢献し、同時に子どもたちに豊かな体験を提供しています

園は「育児支援センター園」として、地域の親子に育児相談、園庭や室内の開放、育児講座、各年齢の交流保育、絵本の貸し出しをおこない、育児支援だよりとして「マロニエ通信」を発行し支援しています。また港南区の「ネットワーク事務局園」として、保健師や他園の育児支援保育士たちと地域の課題について話し合い、取り組んでいます。事務局は子どもの交流だけでなく、保育士間の交流にも広げ、研修や公開保育などを通して、他園の保育の質の向上にも役立っています。また、地域のボランティア「おはなし会」を受け入れ、子どもたちは近隣園と年長交流で一緒に遊んだり、手紙の交換、小学校と避難訓練をしたり、2ヵ月に1回程度、小学生と一緒に活動するなど、年間を通して交流することができています。園庭に隣接する障害者施設の方とフェンス越しに体操を一緒にしたり、高齢者施設と手紙や作品の交換をしたりするなど、散歩で出会う人のほか、様々な地域の人たちに触れて子どもたちは豊かな体験をすることができています。

◆職員間の情報共有を深め、更なる保育の質の向上が期待されます

職員会議や研修、様々な報告などが全職員にいきわたるよう、園全体で連絡用のノートを用いていますが、職種や勤務形態も違う多くの職員が在籍しているため、十分な情報の共有が出来るよう更なる工夫が望まれます。保育士はシフト勤務のため、クラスで担任が揃って話し合う時間の確保が難しく、重要な研修などは個別に伝達に努めていますが、全職員への確認の仕組みが望まれます。特にプライバシー保護の観点や人権擁護、虐待の予防などについては、常に職員みんなの意識を高め、共通理解して、更なる保育の質の向上を目指すことが期待されます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

2020年に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まり、社会や保育園の状況が大きく変化する中での受審となりました。福祉施設との地域交流等、現在は実施できていないことがありましたが、保育園の現状を丁寧に見ていただき感謝しています。

第三者評価受審に向けて、まずは少人数グループで評価項目を読みこみ意見をまとめることから始めました。それらを会議等で意見交換し、検討を重ねていきました。一人ひとりの職員が日頃の保育を振り返り、課題を共有するよい機会となりました。今回の受審で「こどもが、ありのままでいられる配慮・工夫ができています」と評価していただけたことは、職員にとって励みとなりました。こどもの声に耳を傾け、こどもの思いを感じ取り、こども主体の保育が展開されるように全職員で取り組んでいきたいと思えます。

最後に、第三者評価受審にあたり利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様、ご尽力いただいた評価機関の皆様ありがとうございました。心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
a評価：よりよいサービスの水準・状態
b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>「保育理念」「保育方針」「園目標」「保育姿勢」をカードに記し全職員が携帯いつでも確認できるようにしています。職員会議の場や入園のしおりを見直す際にもその都度確認しています。保護者に対しては入園時に配布する「港南台第二保育園利用のご案内(兼重要事項説明書)」の中に「保育理念」「保育方針」「園目標」「保育姿勢」を明記し入園説明会にてパワーポイントも使用し説明しています。年に2回実施される懇談会でも資料を作成し配布・説明しています。毎年実施する保護者アンケートでも周知の確認をしています。その他重要事項説明書は保護者送迎時にも確認できるよう各クラスの前のテラス出入りに設置しています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>横浜市の公立園であり港南区の育児支援センター園となっており、園長は港南区保育所責任職会議、港南区子育て連絡会等にも参加し、「横浜市地域福祉保健計画」「港南区地域福祉保健計画『ひまわりプラン』」などの実施状況や社会状況の変化や課題への取り組み、方向性などを把握・分析をしています。「横浜市こども・子育て支援計画」の中では地域の世帯・就労状況の変化や待機児童の現状などが示されており、その把握にも努めています。保育コストや利用者数の分析は港南区や横浜市こども青少年局が実施、給食費や光熱費、ごみの量などを港南区へ報告し分析しています。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は港南区の計画や地域の現状、経営環境や保育の内容、職員体制、人材育成などの現状分析をおこない、保護者に対しては年度末に実施するアンケートで保育や運営に対する意見を収集し具体的な課題や問題点を明らかにしています。職員会議で課題を周知し、課題や問題点に対する具体的な改善策を検討し、年間の取り組み目標としています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>「横浜市基本構想(2006年～2025年)」「横浜市4ヶ年計画(2022年～2025年)」「市立保育所の果たすべき役割・機能」「第2期横浜市子ども・子育て事業計画」「港南区ひまわりプラン」が策定され公立園の方向性が示されています。それらの内容を職員会議の中でも周知し、園の「中・長期事業計画(2021年～2024年)」を策定し、横浜市に合わせた保育事業、地域の子育て支援事業、幼保小連携事業、地域活動事業に取り組んでいます。</p>	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>「横浜市基本構想」「横浜市4ヶ年計画」「市立保育所の果たすべき役割・機能」「第2期横浜市子ども・子育て事業計画」「港南区ひまわりプラン」に基づいた年度毎の事業計画を策定しています。事業計画の中に、子どもが主体的に遊べる環境設定・異年齢交流の充実・地域との交流・園内環境の動画配信・コロナ禍でもできる内容や行事の開催・保育の質の向上・公開保育等がありますが、数値目標や具体的な成果などの設定には至っていません。数値目標や具体的な成果などの設定により適正な評価がおこなえる仕組み作りが期待されます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
<コメント> 事業計画は前年度の事業計画の評価や園の自己評価の結果を基に策定しています。行事計画、避難・防災訓練計画などについては行事毎に職員会議で振り返りをおこない、合わせて保護者アンケートを実施しています。内容を分析して改善点などを抽出し、改善策を検討して次年度の計画に反映していますが、事業計画が具体的な内容となっておらず、目標設定や評価が分かりにくく職員への周知も充分ではありません。具体的な事業計画の周知・理解につながるさらなる取り組みが期待されます。		
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		b
<コメント> 保護者に対し年間行事計画は配布し、保育園向けアプリで給食日より、施設の補修や改修工事などについて配信し、園内に掲示するなどして周知しています。毎年5月～6月におこなわれるクラス懇談会で年間のクラスのねらいや大事にしていきたいこと、保育内容などを保護者に周知しています。年度末の保護者アンケートでは保護者の要望などを集め、職員会議で次年度の計画に活かしていますが、それらを反映した事業計画の配布や掲示、説明など充分ではないので、保護者に分かりやすく説明する資料の作成や配布などが望まれます。		

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
<コメント> 年間指導計画、月間指導計画などにはふりかえりや自己評価の欄を設けており、保育会議にて評価をし、次の計画に活かす仕組みとなっています。計画の作成時には園長や主任が内容を確認しさらなる向上となるよう助言をしています。保育士の自己評価を年に2回、園全体の自己評価と保護者アンケートを年度末に1回実施し、保育士で構成される評価・分析チームで園の保育の状況を評価・分析し改善案を立て、職員会議で検討し次年度目標としています。		
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a
<コメント> 保育園全体の自己評価、保護者アンケートの結果を文書化し毎年年度末に保護者に向けて園内に掲示しています。自己評価や保護者アンケートの結果は職員に周知し、「評価・分析チーム」を中心に職員会議で内容や意見を踏まえて課題を明確化し、改善策を検討して保育の質の向上に取り組んでいます。行事担当者を中心に行事後に職員会議でのふりかえりや保護者アンケートの内容を確認して、課題を抽出し次年度の担当に引き継いでいます。		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a
<コメント> 園長は年度当初に運営・管理に関する方針と取り組み、その年度の重点課題を職員全体に周知しています。保護者に対しては園だよりで毎月掲載している巻頭あいさつでも取り組みなどを周知しています。園長の役割・責任については運営規程に明記されており、保育の質の向上・保育所職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的におこなうとされています。災害や事故などの有事の際の責任者は園長ですが、各マニュアルに園長不在時には主任が代行することが明記されています。		
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
<コメント> 横浜市では公立園の園長は法令遵守に関する研修に参加することが必須となっています。内容を充分理解し、取引業者など利害関係者との適正な関係を保持しています。労務や休暇に関しては総務局作成の「服務・労務マニュアル」「職員の休暇に関する実施細目」「横浜市職員行動基準」に則り園の運営や職員の管理をおこなっています。施設の安全面については国の基準や横浜市の条例に基づき随時修繕・補修をしています。物品等の調達には園内の担当者が環境に配慮し実施しています。具体的な方法や避けるべき行動などを示して法令遵守について職員会議やミーティングで職員に対し周知しています。		

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は毎月実施される職員会議や保育会議などで保育の質の現状について評価・分析し、気づいた点などを伝えています。園長と主任は各クラス担任が作成した月間指導計画を確認し、必要に応じて修正し保育会議で全職員に周知しています。保育士の中から環境構成や研修担当などの役割を定め、保育環境の取り組みや園内研修の実施をおこない定期的に実施状況を確認しています。園長自ら保育や研修に参加し意見を述べることもしています。横浜市の人材育成ビジョンに沿った研修を職位や経験年数に応じて受講するようにしています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は日々の保育の確認や職員会議などで保育の現状を確認し、職員全体の意見を取り入れ業務の効率化や働きやすい職場環境の構築をすすめています。業務の効率化についてはタブレットの導入などICT化を図っています。主任・乳児幼児のリーダー、クラス担任を配置し業務の改善・効率化に向けた方向性について職員全員が同様の意識形成がされるよう取り組んでいます。また、園長・主任は職員一人ひとりの勤務状況や保育技術などを確認しそれぞれにあった助言などしています。主任は有給休暇の年間取得が10日以上となるよう職員の希望を確認しシフトを作成しています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	
<コメント> 必要な人材や人員体制、人材の確保・育成に関する方針は「横浜市保育士人材育成ビジョン」「人事考課(目標共有シート)」「保育士キャリアラダー(保育士として身につけた専門能力)」に基づき取り組んでいます。概ね6年で異動があり計画的な人員配置をおこなっています。保育に関わる専門職として保育士(幼稚園教諭資格所持者もあり)・調理師の有資格者を配置しています。令和2年度より会計年度任用職員制度が開始となり、会計年度任用職員の研修や人材育成もおこない人材確保に努めています。		
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	
<コメント> 期待する職員像は「横浜市人材育成ビジョン」の中に「全職員に求められる職員像」として「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら行動する職員」と明記されています。毎年実施される人材育成研修において人事基準(採用・配置・異動・昇進・昇給など)を周知しています。職員の専門性・職務遂行能力・職務に関する成果や貢献度などは人事考課制度により評価し、「保育士キャリアラダー」を活用し職員が自ら将来の姿を描き職務にあたることのできる体制となっています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	
<コメント> 職員の就業状況や意向の把握などに基づく労務管理は園長・主任がおこない決済は園長がおこなっています。時間外労働や休暇の取得については勤務状況システムを用いて園長が管理し月末に港南区の担当部署に報告をしています。休暇などの希望を考慮し、職員の家族の学校行事や余暇活動などがしやすいよう配慮したシフトの作成は主任がおこなっています。職員の心身の健康と安全については毎年の健康診断、年に2回実施する園長との面談や、毎年ストレスチェックをおこなっています。また、職員には横浜市の職員健康相談室などの窓口があることも周知しています。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	
<コメント> 「横浜市人材育成ビジョン」「横浜市職員行動基準」に期待する職員像や職位ごとの求められる役割が明記されています。「保育士キャリアラダー」には職位別の業務内容に応じた目標、姿勢、行動の例示があり、年度初めには園長との面談にて「目標共有シート」で目標達成の期間を定めた職員個々の具体的な年間目標を設定し、中間期と年度末に達成度を確認しています。園長は会計年度任用職員に対して目標設定面談・振り返りの面談を実施しています。		

【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
--	---

<コメント>
「保育士キャリアラダー」の資質向上欄に職員の教育・研修に関わる方針、職位別に必要な資格・業務内容や技術・目標などが明記されています。職員の目指す方向性を明示し、横浜市こども青少年局や港南区が「人材育成ビジョン」に沿って実施する研修に参加することで技術や知識の向上を図り、保育の質の向上に取り組んでいます。園内でOJTを実施し、人事考課・研修・人事異動に連動する人材育成体制を構築しています。研修内容やカリキュラムは参加した職員の研修アンケートや研修報告書から満足度や研修に求めることなどを評価し、次年度の研修計画に活かしています。

【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
--	---

<コメント>
園長は職員の行政職員としての実務能力・身につけた専門能力・経験した業務・研修の受講歴などを記載した「キャリア自己分析表」で個々の状況を確認しています。新任職員は「育成者・トレーナー制度」で育成者の園長のもと2年間の育成・指導を受けています。また、職員の経験や習熟度に応じた個別のOJTをおこない知識・技術の向上を図っています。研修計画には職位に応じて、主任研修・障害児研修・調理師研修などがあり、積極的に受講をすすめています。外部研修も職員に周知し受講を推奨しています。研修参加者は報告書を作成・提出し、研修で得た知識や技術を園内職員に伝達しています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
--	---

<コメント>
「実習生受け入れマニュアル」に実習受け入れの意義や基本姿勢、内容や手順などが明記されています。オリエンテーションの際には園内を案内し、「乳幼児の発達」について要約した書面を参照しながら実習をはじめます。実習生は保育専門学校や大学、看護学校などから受け入れており、専門職種の特長や目的に合わせたプログラムとなるよう学校の担当者と連携しています。実習期間中は学校の担当者に訪問してもらうなど実習の様子を伝え、意見交換もおこなっています。実習の指導者は横浜市こども青少年局の実習指導者研修などを受講しています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a

<コメント>
パンフレットや入園のしおりに保育理念・保育方針・園目標・保育姿勢などを明記しています。横浜市の公立保育園のため、予算・決算報告などは横浜市こども青少年局のホームページや広報などで公開しています。第三者評価は5年毎に受審し、苦情や相談についての体制や園の担当者、第三者委員の氏名・連絡先などは重要事項説明書に記載し、園内にも掲示しています。園内にご意見・ご要望箱を設置し保護者が意見を伝えやすいようにしています。苦情や相談の対応の内容などを園だよりで公表しています。園で実施している子育て相談などの育児支援事業について地域に向けてパンフレットを作成・配布し周知しています。

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

<コメント>
横浜市の公立保育園のため事務、経理、取引などに関するルールは横浜市の「予算・決算及び金銭会計規則」に定められており、園長は職員に周知しています。外部業者との取引などの管理責任者は園長、検査員は主任とし、こども青少年局から配布される予算に応じ物品の発注などをおこなっています。毎年港南区による内部監査も実施し、適切な経営・運営のための取り組みもおこなわれています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a

<コメント>
地域との関わり方は全体的な計画に文書化されています。園内に港南台駅周辺マップ、園外に子育て連絡会、子ども家庭支援課のチラシを掲示しています。現在、コロナ禍で地域の行事に参加することはできませんが職員やボランティアが支援を行う体制は整っています。今年度、幼児は近隣の高齢者施設の方々と手紙や季節の手作りプレゼントの交換をしました。散歩先で近隣の方々と挨拶を交わしたり、隣の障害者施設の方々とフェンス越しに体操をしています。保護者のニーズに応じて、療育センターや区役所の相談窓口につないだり、横浜市子育てサポートシステムを紹介したりしています。

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a
---	---

<コメント>

「実習生（職業体験）受け入れマニュアル」の中に実習生の他、学生の職業体験、ボランティアの受け入れ意義についても明記し、学校、家庭、地域、行政の協働から青少年の育成を担うことを打ち出しています。受け入れマニュアルに沿って準備、「実習生、ボランティア、職業（福祉）体験をスムーズにするため」に基づき事前にオリエンテーションを行い、守秘義務や子どもの人権、子どもとの関わり方、持ち物や服装など具体的に話をします。今年度はコロナ禍のため職業体験は受け入れませんでした。月に1回のボランティアによるおはなし会は活動を継続しています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
--	---

<コメント>

港南区こども家庭支援課、よこはま港南地域療育センター、横浜市南部児童相談所、近隣の保育園、小学校等の関係機関を一覧表にして職員間で情報共有しています。年に4回港南区、年に6回港南台の2つの連絡会に参加、地域の子育て支援、区の育児支援会議、合同園長会、公私合同ネットワーク会議、育児支援担当保育士情報交換会、保健師との情報発信検討会において地域の課題について話し合い、取り組んでいます。育児支援センター園、ネットワーク事務局園として保育園・幼稚園同士の繋がりの中で他園園児との交流や民間保育園からの要望により2歳児担当保育士同士の交流をしています。年1回、区役所による虐待出前講座や地域支援者向けの「オレンジ会議」に参加しています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
--	---

<コメント>

港南区、港南台の2つの子育て連絡会の参加に加え、園長は港南区社会福祉協議会の令和4年度評議員になり会議に出席し、他機関、他施設、子育て支援者、地域とのつながりの中で福祉ニーズや課題の把握に努めています。育児支援担当保育士が地域のケアプラザと協同で年5回育児講座を実施しています。また室内および園庭開放、図書の出出、絵本、紙芝居の読み聞かせ、年6回各年代による交流保育、月1回身体計測等の行事を通じて多様な相談に応じしています。保健師と連携して育児不安を抱える地域親子の情報を共有しています。園庭開放の参加へ結びつける取組をしています。

<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a
--	---

<コメント>

港南台子育て連絡会主催のイベントにスタッフとして参加し、中でも七夕まつりと親子ふれあい遊びについては計画から携わりました。七夕まつりでは各園に呼び掛けて給食レシピを作成して配布したり、「保育の一日」を知ってもらえるような掲示を行いました。年長児が資源循環局港南事務所で他保育園とひまわりの種まきをする等、港南台エリアの活性化に取り組んでいます。それらの取組を基にしてネットワーク構築事業計画、育児支援事業の方向性、支援事業年間計画を作成しています。毎年振り返りを行い次年度分を作成しています。ネットワーク事務局園、育児支援センター園として地域の保育・教育施設や育児支援者等との情報交換、情報共有を積極的に担っています。近隣の民間保育園や小学校との避難訓練も年1回実施しています。

III 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

保育方針・保育姿勢を各保育室に掲示し、職員はカードにして随時携帯しています。これを基にクラス担任が年間指導計画、月間指導計画を作成しています。保育士会の倫理綱領を基に人権研修を実施し、研修後は子どもへの声かけの内容を掲示し確認することで、子どもの尊重や基本的人権への配慮について振り返り取り組んでいます。「保育マップ」の研修では子どもへの配慮、保育の振り返りをクラス会議に活用しています。保育のなかで男の子、女の子特有の言葉を使わない等固定的な対応をしないように配慮しています。保護者には入園説明会時に外国籍や障害についての話をし、理解を図る取組をしています。

<p>【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>

プライバシーの保護に関する保育士の責務について条文を添えて明記し、配慮事項をマニュアル化しています。全職員でマニュアルを読み合わせ共有しています。会議の欠席者は会議録で確認しています。プライバシーが守れる空間として1階廊下に周囲から離れて過ごせる場所があり、プールの目隠しやシャワー用のカーテン等を設置しています。またシャワーやプールの時には、ラップタールを使用し、トイレでは、幼児室では扉がついて個室化され、乳児室では隣との間に壁が設置されています。おむつ替えや着替え時の周囲の視線に対する配慮や、子どもや保護者へのプライバシー保護についての考え方の周知など更なる取組が期待されます。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

<コメント>

園のしおりは園の概要、保育時間、年間行事、子育て支援事業等についてイラストや地図等を用い、テリリープログラムは乳児・幼児別に表にするなど工夫しています。園見学希望者向けに見学日を月2回設定していますが、現在コロナ禍のため園舎には入らず写真等で説明しています。見学日に予定が合わない希望者は園庭開放に誘い、園のしおりを渡し、申し込んだ人には園の環境動画をオンラインで配信しました。情報提供の内容等は年度末に見直しを行い、園の概要や運営の変更点があれば記載事項に反映させています。園としては今後更に、情報を発信し充実していく意向があります。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

入園時に「港南台第二保育園のご案内（兼重要事項説明書）」を渡し説明をし、内容に同意した上で利用契約書に記入してもらっています。重要事項説明書を十分に理解してもらうための取組として、パワーポイントを用いて解りやすく説明を行うほか、必要に応じてルビをふった申込書を準備したり通訳を介して説明する等の方法をとっています。多様性に寄り添い工夫した保護者への説明、運用が図られています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

保育所の変更にあたっては、保護者の同意のもとで引き継ぎすることは可能ですが、書式や手順は定めていません。保育所の利用が終了した後も退所児専用の相談窓口は設置していませんが、育児相談の窓口を設置しており、相談できることを伝えています。園としてその後の相談の方法などを知らせる文書等はありません。相談方法等については、区役所で対応しています。

(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

<コメント>

子どもが自ら選択し、時には意向に応じることで子どもの満足を把握するように取り組んでいます。年に1回保護者アンケートを実施し、満足度の把握に努め、自己評価担当職員が結果を分析して職員会議で園の運営や保育に反映するべく全体で検討しています。検討結果は次年度の取組として保育の改善に活かしています。今年度はドキュメンテーション日誌の実施、乳児保育参観、園内紹介等のオンライン動画配信を行いました。保護者会は設置していませんが、年1回の個人面談、年2回の懇談会の他、随時面談を受付けて子どもや保護者の状況を把握し、利用者満足の向上に取り組んでいます。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決第三者委員を2名設置し、入園説明会で苦情解決の仕組みを説明しています。年1回保護者アンケートを実施する他、意見箱を設置し苦情の申し出がしやすいようにしています。苦情内容は横浜市保育所苦情解決申し込み書に基づき、受付から解決までの記録を保管してしています。苦情を申し出た保護者には第三者委員や園長から個別に解答し、要望や意見は園内で検討、共有して保護者に解答、記録しています。保護者アンケートの意見や意見箱での無記名の苦情については解答を掲示し、苦情や要望により園で対応を変更する場合は全保護者へ保育園向けアプリで配信、及び掲示しています。苦情受付担当者、解決担当者は園長になっていますが、別々の担当者の設定が望まれます。今回の第三者評価の保護者アンケートから保護者の理解度が低いことがわかりました。今後、保護者に対して苦情解決のしくみを誰でも見える場所にわかりやすく説明した掲示をするなど理解を深めるための更なる工夫が望まれます。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

b

<コメント>

園内に第三者委員の名前と電話番号を掲示し、横浜市福祉調整委員会事務局にいつでも申し出を行うことができる旨を重要事項説明書に明記しています。保護者には年間行事予定表に「随時、個人面談を受け付けておりますので担任にお知らせください」と提示し、入園、進級時に配布している相談用紙の活用をすすめています。保護者からの相談には個室や個別のスペースを用意し面談中の札をつけるなどの配慮をしています。意見を述べたりする際には、複数の方法や相手を自由に選べることに保護者に一層の周知が望まれます。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
---	---

<コメント>
職員は保護者が相談や意見を述べやすい声をかける等配慮し、時には別に時間を設けて傾聴に努めています。送迎時や連絡ノートなどの保護者の要望や意見はクラス内で共有し、速やかに園長、主任に報告相談して保護者に解答し、園全体で改善に取り組んでいます。意見箱を設置し、保護者アンケートを実施して、プライバシーに配慮して解答を掲示しています。保護者アンケートの結果は次年度の保育内容や環境整備に反映させています。苦情解決マニュアルを整備し、各クラスに設置して迅速に対応できるようにし、年度末には見直しをして、4月には全職員で読み直しています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
---	---

<コメント>
リスクマネジメントの責任者は園長、他に事故対応職員1名(主任)を明記し、事故対応の連絡先を表にして事務室に掲示しており、事故発生時マニュアルに従って対応します。毎日のミーティングでヒヤリハットを収集し、事故や事案に関しては対応策を検討、実施する等の取組を行っています。ヒヤリハット、事故報告書に時間経過、保護者への対応、改善策を記録しています。4月に乳幼児突然死症候群を想定した事故対応訓練を実施し、職員の動き・対応を確認しています。月1回、園長が全職員へリスクマネジメントの研修を実施し周知しています。日々の安全点検は早番の職員が安全点検簿に沿って園内を点検記録して、事故防止に努めています。ロッカー等の家具の転倒防止、年1回の固定遊具の点検、年2回の消防設備点検、夜間警備などを実施して安全確保に努めています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>
感染症対策責任者は園長で、「感染症対策ガイドライン」を基に感染症対応、衛生管理等マニュアルを作成しています。感染症ガイドラインは最新版をファイルし職員に周知、嘔吐処理研修を全職員参加で実施しています。コロナ禍のためクラス単位で保育をしています。プラズマクラスター導入の空気清浄機やエアコンを設置、食事の時にはパーテーションを使用、椅子およびテーブル、玩具や絵本を消毒しています。園児の体温測定と視診、家族の体調確認を毎日行う等感染症予防に努めています。感染症発生時には職員に周知し、保護者へ掲示、コロナ発生時は保育園アプリで保護者へ配信しています。発熱等症状がある子どもは別室で保護者の迎えを待ち、登降園時とは別の出入り口を使用して他児や他の保護者との接触を避けています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

<コメント>
「保育・教育施設班活動マニュアル」に基づいて体制が定められており、災害時の対応ブックを保護者へ配布しています。保育室内の家具の固定、消火器・火災報知器の設置と定期点検をしています。備蓄品はリストを作成して毎年1回点検・補充しています。アレルギー児も食べられる食料を中心に備蓄し、災害時はアレルギー児はピブスを着用してアレルギーが分かるようにしています。災害用伝言ダイヤルを使用し、入園説明会時に保護者へ活用方法を説明し、年2回保護者向け活用訓練、年1回の引き取り訓練を行っています。職員・園児は毎月避難訓練を行い、問題点把握や見直しを行っています。区役所との地震発生時の情報伝達訓練や消防署、近隣園と避難訓練を行っています。震災時避難場所の小学校への避難訓練を実施し、年長児は年1回小学校の避難訓練に参加しています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
---------------------------------	---------

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
---	---

<コメント>
保育についての標準的な実施方法は手順書に文書化されています。園内研修で人権や権利保護の観点から具体的な言葉のかけ方や配慮について研鑽を積んでいます。乳児クラスでは保育室の机におんぶ、おむつ替え、着替え等の手順書があり、掲示もしています。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢はプライバシー保護のマニュアルに盛り込まれていますが、今年度は手順書を見直し、0,1,2歳児・幼児に分けて追記し、改訂しました。園では、現状として全職員への周知が充分にできていないと考えています。

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
---	---

<コメント>
園では期ごと、行事ごとに振り返りをおこない実施方法の見直しをしています。毎月おこなわれる保育会議では各クラスの指導計画で保育内容を確認、検討し、必要に応じて見直し、共有しています。全体的な計画や年間指導計画は年度末に見直しをしています。保護者からの意見や要望は面談やアンケートなどから収集し、職員で内容を検討して保育の実施に活かしています。土曜日が11時間保育になり、担任と保護者が話す機会が増えたこともあって、保護者の意見や提案を保育に反映するようになっています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

指導計画は園長を責任者として各クラス担任が作成し、主任や園長が助言、指導を行っています。全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画等は発達状況や家庭状況等を一人ひとりアセスメントして作成しています。気になる子どもについてはよこはま港南地域療育センターの巡回訪問の時に保育の状況を確認してもらい、担任が話し合い意見を取り入れて個別指導計画を作成しています。また、子どもと保護者等の具体的なニーズを取り入れて個別の指導計画を作成しています。指導計画にもとづく保育実践について保育日誌や月間指導計画で振り返りを行う仕組みがあり、保育士は保育の振り返りを自己評価に活かしています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント>

指導計画の評価、見直しは、全体的な計画については年に1回、年間指導計画は期ごと、月間指導計画は毎月実施しています。保護者の意向は日々のやり取りの中から把握しています。変更した指導計画は毎月行われる保育会議で職員に周知してします。会議ではネガティブな言葉を使わないように促すとともに若い保育士に対しては意見を引き出すような取組をしています。指導計画を緊急に変更する際は調理師や担任、主任、園長で話し合い決定します。毎月の月間指導計画はクラス担任が評価を行い、振り返りを踏まえ次月の指導計画を作成しています。今後は課題を明確にし記載していく意向ですが、それらを全職員に周知することが望まれます。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

保育の実施状況は、横浜市の指定様式で記録しています。0,1,2歳児クラス及び障害のある子どもは個別指導計画を作成し、発達に合わせた援助を行い、一人ひとりのその日の様子を記録しています。3,4,5歳児クラスでは、クラスの指導計画と保育日誌、期ごとの個別の経過記録を作成しています。個別指導計画等に基づく保育が実施されていることは保育日誌、個別日誌、個人連絡票、月間指導計画等で確認できます。記録の書き方は園長が個別にエピソード記録を基本として指導し、各クラスでは工夫してドキュメンテーション日誌を作成しています。毎日のミーティングで必要な情報の伝達を行い、参加していない職員は記録ファイルを確認し情報を共有しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い個人情報を含む記録類の保管、保存、廃棄、開示を行っています。個人情報を含む記録類は鍵付きの書庫に保管し事務室から持ち出さないようにしています。園長が記録管理責任者となっています。毎月園長を中心に横浜市の個人情報保護に関する資料を活用しミーティングを実施、全職員に周知しています。また年1回個人情報の取扱いについて研修を実施することで適正な管理について学んでいます。「入園のしおり」に個人情報の取扱いについて記載しており、入園説明会において保護者等に説明しています。他の園児が写っている写真や動画等をSNSへ投稿しないように周知しています。

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針に基づき、「保育理念」「保育方針」「保育目標」に従って各年齢の発達を踏まえています。園長、主任、各クラスの担任、フリー保育士、調理員など全職員で内容を検討し、作成しています。全体的な計画は保育姿勢、年齢ごとの養護、教育(健康・人間関係・環境・言葉・表現)食育など具体的な内容を記載し、社会的責任や地域とのかかわり、事故防止・安全対策なども記載されています。年度末に園長、主任、クラス担任が集まって子どもの発達過程、家庭状況、保育時間、地域の実態を振り返って見直しをし、次年度につなげています。年度初めの懇談会で保護者に説明しています。今後は更に保護者の理解を深めるために掲示の仕方(常に保護者の見える場所)や配布を考えていくことが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>保育室はエアコンや扇風機、空気清浄機を設置して、室温、湿度を保持し、また換気をして、適切な状態に保たれています。どの部屋も陽当たり、風通しが良好です。毎日、園庭の遊具の安全点検をおこない、消毒、砂場の掘り起こしをしています。定期的に布団乾燥をおこない、保育教材やおもちゃはガイドラインに沿って毎日消毒し、衛生的に管理されています。乳児は少人数で落ち着いて過ごせるように部屋の環境を工夫しています。ホールと隣の保育室の間仕切りは開閉できるようになっており、活動に合わせて広く使っています。各保育室にはじゅうたんやマットのコーナーがあり、くつろげる空間になっています。また、コーナー遊びができるようにおもちゃの棚や家具の配置に配慮し、季節や子ども達の発達に合わせ、絵本や玩具を随時変更し、環境を整えています。手洗い場やトイレは使いやすく、清潔に保たれています。一人になりたい時などに落ち着けるスペースが保育室内や廊下のコーナーなどにありますが、園は現状に満足せず、常に良い環境にしようと工夫しています。園内は整理整頓され、清潔に保たれ、心地よく過ごせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>日々の保育の中で発達状況や家庭環境から生じる生活リズムの違いなど個人差も含めて一人ひとりを尊重する保育をおこなっています。園長は常に子どもの姿をよく見るように指導しています。表現する力が十分でない子どもには表情やしぐさ、視線から気持ちを汲み取り、寄り添い、言葉にして返したり、代弁しています。また普段と違うサインを見逃さないように保育士は心がけています。幼児においては自分の気持ちや考えを出しやすい雰囲気作りを心掛け、一人ひとりの意見をしっかり引き出す場を作っています。保育士は子どもたちに笑顔で応答的に関わり、寄り添い、思いを共感するよう努めています。自己主張や自我の育ちについては、様々な欲求をまずは受け止め、「〇〇の後にやろう」など気持ちに沿ったり、気持ちを切り替えられるようにしています。子どもの状態を園内で共有し、連携して対応できるようにしています。保育士は子どもに対して大きな声やせかさ言葉は使わず、近づいて伝えたり、「お友だちが待っているよ」など穏やかに肯定的な言葉を使っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように、工夫した動線が考えられ、保育士は援助したり、見守ったりしています。乳児クラスでは衣服や靴の着脱や脱いだ服のたたみ方など保育士はゆったりと一人ひとりに丁寧に関わって、子どもたちのやりたい気持ちを満足させ、「履けた！」など達成感を味わえるようにしています。成長に合わせ、自分で衣服の汚れに気づいたり、寒暖に合わせて着脱できるよう保育士は働きかけています。保護者と協力して子どもの育ちを支えられるようにクラス便りなどで取り組んでいる様子を伝え、基本的な生活習慣が身につくようにしています。それぞれの子どもたちの生活リズムを大切にして、午前寝やゴロゴロできるスペースを作り、休息できるようにしています。食具の持ち方や箸への移行、食べる姿勢などは家庭とも連携して進めています。幼児の後半には、自分から苦手なものを伝え、減らしてほしいと言えるような働きかけをしています。自分の持ち物や場所がわかるように入園当初から一人ひとりマークを決めています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの自主性や主体性を保育の中で大事にしています。指導計画や行事の取組は子ども主体になるよう子どもの姿や興味、関心に着目し、子どもの発想や思いを反映しています。子どもが自発的に遊びを広げられるように保育環境は常に整えています。保育士との信頼関係を築くことをまず大事にしています。乳児期から「〇〇ちゃんと一緒にしようか」と友だちを意識した声かけをし、保育士が仲立ちをして、ごっこ遊びなどを通して、友だちとの関係を築き、思いを言葉で伝えていけるようにしています。幼児になるとグループやクラスでの話合いの機会を作り、意見交換しながら、仲間と共に作りあげていく楽しさを体験できるようにしています。5歳児は地域の保育園や幼稚園と年長交流をしたり、幼保連携事業の取組で小学校との交流があります。散歩先の公園や園庭で、子どもたちは自然に触れ、伸び伸びと身体を動かして遊んでいます。園庭の畑では花や野菜を栽培したり、メダカの住むビオトープは、年長児が毎年世話をしています。廃材や自然物など色々な素材で制作したり、リズムや楽器演奏などで自由に表現しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 沐浴室、調乳室が隣接しています。外に専用バルコニーがあります。健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を意識し、安定して過ごせるよう睡眠や食事、授乳を一人ひとりに合わせた配慮をしています。マットやクッションなどでゆっくり横になれる場所も作っています。一人ひとりの欲求や要求に应答的な関わりをおこない、子どもが安心感や心地よさを感じられるよう関わっています。緩やかな担当制を用いて愛着関係が築けるようにしています。保育室に置いてあるトンネルはハイハイで中を進んだり、外側を伝い歩きたりすることができ、中で遊ぶ様子も見ることが出来ます。窓がついた布の貼ってある衝立や、子どもたちが入って遊ぶ段ボールや布製のおもちゃや絵本などがあり、興味に合わせて遊べる環境になっています。室内環境は発達に合わせて見直しています。保育士はわらべ歌や布遊び、ふれあい遊びをしたりして子どもの遊びを豊かにしています。遊びのスペースと食事のスペースは分けています。家庭とは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、連携を密にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりの遊びを大切に、自我の育ちを受け止め、自分で選択し決める体験を大切にしています。探索活動を通して子どもの興味や関心を広げ、自発的な動きを見守り、子どもの発見や感じたこと、思いを大切にしています。「自分」を大切にできるように個々の育ちに合わせた個別指導計画を作成し、園内で共有しています。基本的な生活習慣を身につけやすいように、動線は考えられ、足型などで示しています。保育士は一人遊びを大事にしなが、友だちとの関係が育まれるようにしています。友だちとのケンカの場面ではしっかり思いを聞いて、仲立ちしています。発達年齢に合った玩具や絵本は自分で出し入れできるようになっており、ごっこ遊びができるように布製の布団やバッグ、うどんに見立てた紐、飲み物に見立てた小さなペットボトルなど様々な用意されています。おもちゃや絵本などは遊びが膨らむように興味に合わせ、入れ替えています。食事の様子を見に来た調理員と会話したり、園庭では幼児クラスに声をかけてもらい、手をつないでもらったり、関わりがあります。保護者とは連絡帳や送迎時に様子を伝えあい、連携を密にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児では基本的な生活習慣が身につくように、また、1日の見通しが持てるようにイラストを使用したり、声掛けを工夫しています。自分の気持ちを自分なりの言葉で表現できるように見守り、仲立ちをしながら、興味のある遊びや活動を楽しめるようにしています。わらべうたや集団あそびを楽しんでいます。4歳児では生活習慣がほぼ身につけてきて、自らおこなっています。自分の力を発揮し、友だちとも楽しみながら活動や遊びに参加できるように、保育士は子どもの意見を肯定し、活動や遊びが発展するような声掛けをしています。5歳児では生活習慣が身に付き、見通しを持って生活しています。子どもたちの希望する活動を取り入れたり、こどもたちで話し合っって協同的活動を楽しんでいます。異年齢交流を年間指導計画に基づきおこなっています。3・4・5歳児で作る「仲良しグループ」でリズムや散歩、「サマーパーティー」やお楽しみ会の会場装飾などを行っています。日々の保育の内容はドキュメンテーション日誌で保護者に伝えています。公開保育で園の保育を近隣保育園に発信しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> エレベーターはありませんが、保育室やトイレはフラットになっています。配慮が必要な子どもがひとりで落ち着いて過ごせる空間を確保したり、子どもの発達や興味に合わせた玩具やベビーカーなどを用意するなど環境整備をしています。港南区福祉保健センターやよこはま港南地域療育センター、横浜市南部地域療育センターと連携を図り、巡回訪問で具体的な助言をもらうなどして、個別の指導計画を作成しています。クラスの一員として活動できるようクラスの指導計画にも反映させています。子どもたちは分け隔てなく同じように遊びを楽しんだり、少し時間がかかっても出来るを見守ったり、手伝いが必要なら手を貸しています。保護者とは連絡帳や面談などで連絡を密に取っています。担任だけでなく、職員全体で共有して同じような対応ができるようにしています。障害のある子どもの保育について積極的に研修を受け、その内容、及び日常の子どもの様子、クラスの様子などは会議などで他の職員にも伝え、情報共有しています。保護者には重要事項説明書で取組を伝えています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 全体的な計画の中にも「長時間にわたる保育」の項目をあげ、年間指導計画、月間指導計画に反映されています。0,1歳児は特に1日の流れを意識してそれぞれ個人の生活リズムに配慮して夕寝をしたり、哺乳したりする場合があります。朝夕の時間帯は異年齢で過ごす時間がありますが、保育士はゆったり関わることを心掛けています。子どもたちが好きな遊びを楽しめるよう、園庭に出て、思いっきり身体を使って遊んだり、じっくり室内遊びをしたり、おもちゃや遊びの環境に配慮しています。必要に応じて夕方のおやつを提供しています。毎日のミーティングで情報共有をし、引き継ぎノートに記入者、伝達者の記名をして、確実に丁寧な引き継ぎをおこなっています。園は長時間にわたる保育の子ども主体の連続性をもった活動において、更なる工夫が必要と考えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり等に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 就学前に取り組むアプローチプログラムを作成し、5歳児の年間指導計画、月間指導計画に反映させています。子どもたちが小学校以降の生活に見通しを持つことができるように、人数確認当番やクイズ遊びなどで数字や文字、時計に触れ、ハンカチティッシュの持参、年明けから午睡時間を減らしていくなど就学に向けた取組をしています。幼保小連携交流事業で年長児は2カ月に1回程度5年生と交流し、チューリップと一緒に植えるなどして、小学校に慣れ、就学に期待が持てるようにしています。近隣の保育園や幼稚園とは手紙の交換をしたり、公園で遊ぶ計画をしています。また、園は小学校教諭の初任者研修を受けいれたり、保育士が小学校を見学する機会があるなど、相互に交流しています。懇談会で保護者には小学校以降の生活に見通しを持てるようにしています。保育所児童保育要録を作成しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント> 「健康管理」「衛生管理」「感染症対策」に関するマニュアルがあります。毎日乳児は連絡ノート、幼児は検温カードに体温を記入して登園し、保育士は視診し、保護者と口頭でも健康状態の確認をしています。乳児は午睡明けに検温して体調の把握をしています。保健計画を作成し、保育に取り入れています。子どもたちの既往症やアレルギー疾患などについては一覧表にし、いつでも確認できるように事務所と各クラスで保管しています。毎年一覧表は見直しをし、確認周知しています。予防接種の接種状況などはその都度家庭から知らせてもらっていますが、年度末には保護者に見てもらい追記しています。横浜市が年4回発行する健康に関する情報誌「すくすく」で、保護者に健康に関する方針や取組、家庭での対応の仕方などアドバイスをしています。SIDS対策のため、午睡中に顔色がわかるような明るさにカーテンを調整し、0歳児クラスは5分、1・2歳児は10分、幼児は15分ごとに体位も含めて呼吸チェックし、記録しています。保護者にはポスターなどで注意を呼びかけています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 嘱託医により、年に2回の健康診断と歯科健診をおこなっています。健康診断は予診票を活用して、嘱託医に保護者の心配を相談しています。健診結果は所定の用紙で保護者に伝え、保育士も健康状態を把握周知しています。歯科健診の結果で受診が必要な保護者には個別に声を掛けています。歯の健康については保健計画の中でも取り上げ、歯磨きの大切さや歯磨きの仕方を取り上げていますが、現在はコロナ禍により、園内で歯磨きはおこなっていません。幼児クラスでは健康に過ごすためには「早寝早起き」の大切さやごはんをしっかりと食べる事が大事なことを伝え、話し合っています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもには「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により、子どもの状況に応じた適切な対応をし、医師により記入され、保護者から提出された「アレルギー疾患生活管理表」を基にして、除去食を提供しています。月に1度、保護者と調理員、担任、園長による除去面談をおこない、翌月のメニュー確認をしています。園内では毎日のミーティングで翌日のメニューの除去確認をし、当日の朝も担任は調理員と確認しています。アレルギー疾患の園児の給食は、名前のついたトレイに用意され、調理室内で確認、受け取りの担任と確認、クラスの担任間で再度確認して、専用のテーブルに配膳しています。台布巾もアレルギーごとに色分けしています。災害時にはアレルギーの書かれたピンスを着用することになっています。アレルギーについて、子どもたちにも年齢に応じてわかりやすく説明しています。職員は横浜市のおこなう食物アレルギーの研修に参加したり、エピペンの使用法などは園内研修でもおこなっています。与薬指示書通りに対応し薬を預かる場合は与薬依頼書を活用しています。朝、預かった薬は事務所で保管し、事務所で与薬し、夕方薬をクラスに持っていき保護者に返却しています。与薬をおこなっているクラスは職員体制ボードに薬の預かりを示すマグネットを貼り、ミーティングで周知するようにしています。重要事項説明書などでアレルギー疾患や既往症の対応について保護者に知らせています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>どのクラスも落ち着いた雰囲気の中で食事をしています。1歳児クラスから飛沫防止板を使用しています。幼児クラスはごはん・汁物をクラスで配膳し、温かい状態で提供しています。子どもたちは自分で食べられる量を申告して減らしてもらうなど無理なく食べられるように調整しています。食べられる食材が増えるように、保育士は「一口食べてみようか?」と声を掛けますが、どの年齢でも無理強いはしません。年齢、発達にあった「食育計画」があります。調理の過程を撮影したものを子どもたちと見て、食材や調理に興味関心や調理員に親しみが持てるようにしています。幼児クラスは野菜を栽培し、各クラスで調理して食べたり、乳児クラスは野菜の水やりをしたりしています。乳児は献立を知らせる「給食だより」の中に「朝食にプラスワン」など保護者向けにアドバイスを載せたり、幼児は「ばくばくだより」として献立の横に食材の豆知識などをひらがなで記載して子どもがわかるようにしています。また、園だより、クラスだよりの中に食育栽培通信を掲載したり、掲示して、保護者へ食育に関する取組を伝えていきます。コロナ禍により、黙食が徹底され、園は今後の楽しく食べる雰囲気作りを模索しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べるのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>園は横浜市で作成された献立を使用しています。園の調理員1名が毎月横浜市の「献立検討会議」に出席し、園内の意見を報告しています。調理員は季節を感じる旬の国産食材を使用し、食べやすい大きさや固さにするだけでなく、切り方を工夫して子どもたちが喜びやすい気配りをしています。調理員はほぼ毎日クラスに入り、喫食状況を確認しています。更に会議などでも確認して、献立や調理の工夫に活かしています。離乳食では担任と調理員・保護者が連携を密に取り、子どもに合わせて丁寧に対応しています。誕生日にはバーステーブルに給食を盛り付けています。子どもたちが季節や伝統の味を感じるようにしています。毎日の給食は写真にして、保護者が通る場所で紹介しています。衛生管理マニュアルがあり、適切に衛生管理がされています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>乳児クラスの連絡帳は1日の生活の流れが園と家庭の連続性がわかる書式で複写式のものになっており、睡眠や食事、排泄などこまめに家庭と連絡を取り、1枚は園で保管しています。幼児クラスは連絡帳は使用していませんが、保護者からのメッセージや保護者に伝えたいことは引継ぎノートに記載し、確実に伝え合っています。園だよりやクラスだより、食育だよりの中に保育の意図やねらい、保育内容が記載されています。幼児クラスはその日の活動を登陸園の掲示板にドキュメンテーションで知らせています。バックナンバーは保育室前のファイルに保存しています。年に2回の懇談会で保護者にはより丁寧に子どもの姿、保育の意図やねらいを伝え、成長を共有する時間を持っています。現在コロナ禍で保護者は保育室に入室することができませんので、子どもたちの製作物を外から見えるように展示するなど工夫しています。また、乳児は保育参観として日常の保育の様子をオンラインで配信しました。個人面談は年に1回予定されています。保護者が希望すればいつでも面談することができます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登陸園の際や連絡帳を用いて保護者とは日々コミュニケーションを取って、信頼関係を深めるように努め、保護者が安心して子育てができるように支援しています。保護者の心配事や相談、意見が引き出せるよう、クラス担任だけでなく、園長や主任は顔を合わせた時に気軽に声を掛けています。保護者から相談がある場合は保護者の勤務形態を考慮した時間を選び、面談はプライバシーに配慮した場所でおこなわれています。また、急な延長保育や土曜保育など柔軟に対応して、保護者の支援をおこなっています。保育士は保護者からの相談に調理員などの専門職や園長から助言を受けられる体制があり、面談は園長や主任が同席する場合もあります。相談によっては港南区福祉保健センターなど他機関と連携しながら支援しています。面談は記録され、継続的な関わりが出来るよう個別ファイルに保管されています。職員間で同じ支援ができるよう、相談内容は必要に応じて引継ぎノートやミーティングノートに記録し、共有しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>「養育支援・子ども虐待対応実務マニュアル」があります。保育士は朝の受け入れ時の表情や日々着替え時に全身の確認をおこなったり、連絡帳の内容などで保護者や家庭での様子、子どもの姿に変化がないか、細やかに観察し、虐待の兆候がないか気を配っています。保護者の様子によっては温かく声を掛け、子育ての大変さを認めて努力を労い、じっくり話を聞くことで保護者のストレスが軽減され、虐待予防できるよう努めています。虐待が疑われる場合はすみやかに園内で共有し、職員全体で見守る体制があります。日頃から連携のある港南区福祉保健センターや子ども家庭支援課、南部児童相談所と相談しながら早期対応ができるようにしています。職員は毎年、人権研修、虐待防止週間等啓蒙するなど、職員の理解を促す取り組みをしています。また、区役所の虐待担当が実施している虐待防止出前講座を受講しています。勤務形態の異なる職員も含めた職員全員で引き続き研修をおこない、予防に努め、早期発見の意識をより一層高めることを期待します。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>月間指導計画や保育日誌は振り返りを記入できる書式になっており、自己評価は意図した保育のねらいに対し、個々の子どもの成長や意欲、その取り組む姿勢を記載しています。毎日のクラス内の話し合いにより、保育計画の確認、見直しを常におこなっています。クラスでその月の反省、課題を子どもの成長のためにどうしていくのがいいか、話し合い、振り返る時間を持ち、翌月の月間指導計画につなげています。子どもの育ちを捉える視点が職員間で統一されるように園内研修等で取り組んでいます。各クラス内での指導計画の振り返りは保育会議で報告し、園全体で共有しています。子どもの姿から見えてくる課題などクラスを越えて意見を言い合い、質の向上を職員全体で目指しています。保育士は実地研修や園内研修で公開保育をおこない、専門性の向上に努めています。各行事等においても自己評価や振り返りをおこなっています。また年間計画の期ごとに保育の振り返りを記載しています。保育士は自己評価を園全体の保育実践の自己評価につなげ、職員全員で意識を持って日々の保育にあたっています。</p>	

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
